

○死体取扱記録書等の電子文書化及び管理要領について

令和6年11月5日

道本捜1第2484号（総・刑合同）

／警察本部関係所属の長／各方面本部関係所属の長／各警察署長／宛て

殺人罪等の公訴時効が廃止されたことに伴い、死体取扱記録書等は保存期間を長期に見直して管理・保存してきたところであるが、各警察署において保存場所の確保が困難になるなど、今後、紛失、誤廃棄等の事故が懸念されることから、この度、別添のとおり「死体取扱記録書等の電子文書化及び管理要領」を定め、令和7年1月1日から実施することとしたので、所属の関係職員に周知するとともに、適正な運用に努められたい。

別添

死体取扱記録書等の電子文書化及び管理要領

1 趣旨

この要領は、死体に関する紙文書をポータブル・ドキュメント・フォーマット（以下「PDF」という。）形式で電子文書化し、電子文書として適正に保存・管理するための必要な事項を定めるものである。

2 電子文書化における原議の考え方

(1) 原議

死体取扱記録書等の紙文書の原議を文書読取装置（以下「スキャナ」という。）で読み込み、作成された電子文書を原議として取り扱う。

(2) 原議ファイル

上記(1)で作成した電子文書を保存する追記型ブルーレイディスク（以下「BD-R」という。）を原議ファイルとして取り扱う。

(3) 管理体制

原議及び原議ファイルの管理体制については、北海道警察文書管理規程（平成27年警察本部訓令第6号）で定めるところによる。

3 電子文書化の対象とする文書

令和7年1月1日以降に認知した死体の取扱いについて、「死体取扱い報告について」（令4.8.22道本捜1第1822号。以下「基本通達」という。）に基づき作成した「死体取扱記録書」、「死体所見」、「通報記録書」、その他の関係資料（以下「死体取扱記録書等」という。）のうち、警察署長及び基本通達に定める主管課長への報告を終えた死体取扱記録書等を電子文書化の対象とする。

4 電子文書化の対象としない文書

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第168条第1項等の規定に基づく解剖（以下「司法解剖」という。）を行うために作成した「鑑定処分許可請求書」、「捜査報告書」、その他の捜査書類（司法解剖に係る「鑑定書」を含む。以下「司法解剖書類」という。）については、電子文書化の対象外とし、従来どおり紙文書で管理・保存することとする。

5 電子文書化に伴う統一事項等

(1) 紙文書の統一規格

ア 死体取扱記録書等の紙文書を作成するときは、電子文書化に当たり、スキャナで読み込みを行うことから、規格をA列4番縦長に統一すること。

イ 入手資料等で規格外の紙文書は、複写機の拡大・縮小機能を用いて、見読性を確保して統一規格に複写すること。

なお、この作業は警察署長及び主管課長に報告を行う前に行うこと。

(2) 丁数表示

死体取扱記録書等の紙文書を作成したときは、構成を維持するため丁数を表示すること。

6 電子文書化要領

電子文書化を担当する職員は、以下の事項に留意すること。

(1) 事前準備

死体取扱記録書等は、電子文書化する前に警察署長の決裁を受けるとともに、落丁、乱丁等がないかを点検すること。

(2) スキャナの設定等

電子文書化に用いるスキャナは、各所属に配分されている機器を使用し、スキャナで読み込み後に作成される電子文書のファイル形式はPDFとすること。

また、作成される電子文書の解像度は、紙文書と同等の見読性を確保するため300dpi、色の形式をフルカラーに設定すること。

(3) 電子文書化の単位

死体取扱記録書等を電子文書化する単位は、1事案につき、1電子文書とすること。

(4) 読み取り後の点検

電子文書化した死体取扱記録書等は、紙文書の死体取扱記録書等と突合し、落丁、乱丁及び文書の構成が維持されているかを1ページずつ確実に点検すること。

(5) 命名規則

電子文書化で作成されたPDFのファイル名は、次のとおりとする。

01 20250101 ○○○○.pdf

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| ① | ② | ③ | ①…暦年の一連番号 |
| | | | ②…検視年月日 |
| | | | ③…死者の氏名（姓名の間は空けない） |
| | | | ①～③の間は、半角スペース |

7 保存要領

(1) 電子文書の送付

電子文書化を担当した職員は、死体取扱記録書等の電子文書を、道警WANシステムのファイルサーバを介して死体取扱いを担当する課長（刑事第一課長、刑事課長及び刑事・生活安全課長。以下「担当課長」という。）に送付するとともに、担当課長に送付したことを連絡すること。

(2) 電子文書の一時保存及び管理

ア 担当課長は、自己が使用するほくとネット端末の内蔵ハードディスク（「D」又は「E」ドライブ）に一時保存用フォルダ（フォルダ名を「〇〇年死体取扱記録書等一時保存」とすること。以下「一時フォルダ」という。）を用意し、送付を受けた電子文書を一時フォルダに保存すること。

なお、送付元となったファイルサーバ上の電子文書は、一時フォルダに保存した時点で速やかに削除すること。

イ 担当課長は、一時フォルダに別記様式「死体取扱記録書等管理表（以下「管理表」という。）」データ（ファイル名を「00 〇〇年管理表」とすること。）を保存し、管理表に必要な事項を記録して電子文書を管理すること。

(3) 電子文書のBD-Rへの書き込み保存等

ア BD-R保存の時期

暦年分の電子文書は、翌年3月末までにBD-Rに全て保存するものとするが、特異な案件等により、死体取扱記録書等が翌年3月末までに完成しなかった場合は、この限りではない。

なお、暦年分の死体取扱記録書等の電子文書化が完了しない場合、それまでは紙文書を廃棄出来ないことから、誤廃棄や紛失には十分注意すること。

イ 電子文書のBD-R保存

担当課長は、当年分の電子文書及び管理表のBD-Rへの書き込み保存を完了した時点で、BD-Rを2枚作成し、書き込みを終了したBD-Rに読み込みエラー等の異常がないかを必ず確認すること。

なお、一時フォルダに保存していた電子文書は、BD-Rへの正常な書き込みが確認された時点で、速やかに削除すること。

書き込みを終了したBD-Rは、取扱い年、警察署名、原議コード、原議ファイル名及び保存期間を付した上で、1枚は原議ファイルとして警察署で保存し、1枚は予備として、札幌方面の警察署は警察本部捜査第一課検視係に、札幌方面以外の方面の警察署は当該方面本部捜査課検視係に、それぞれに送付すること。

なお、予備のBD-Rの送付を受けた警察本部捜査第一課検視係及び方面本部捜査課検視係は、当該BD-Rを年別、警察署別に区分・整理して適正に管理すること。

(4) 複写、持出の禁止

「遺族等に対する死因その他参考となるべき事項の説明について」（令5. 3. 23道本捜1第4627号）に基づき、遺族等の要望を踏まえた再説明の際に、その写しを交付する場合等の必要な場合を除き、対象ファイルを出力し、複写し、又は庁外へ持ち出さないこと。

8 死亡時画像診断を保存した外部記録媒体の取扱い

(1) 管理表への確実な記録

担当課長は、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）」第5条第1項及び第2項の規定に基づき、医師に委託して死体の死亡時画像診断（公費CT）を実施した場合、委託先から診断内容を保存した外部記録媒体又はフィルム（以下「CT媒体等」という。）の提供を受けたときは、管理表に記録すること。

(2) 保存要領

CT媒体等は、電子文書の添付資料として取り扱うことから、BD-R保存後、同BD-Rの次葉に管理表の記録順に添付して保存すること。

9 担当課長による管理、点検等

(1) 管理表による管理

担当課長は、基本通達に定める死体の取扱いがあったときは、その都度、速やかに管理表に必要事項を記録し、月別における死体取扱記録書等の作成及び電子文書化の状況を明らかにしておくこと。

(2) 毎月点検の実施

担当課長は、1 か月に 1 回以上、紙文書の死体取扱記録書等の作成状況及び電子文書化の進捗状況を点検し、遅延がないかを確認すること。

(3) 異動期における点検の実施

担当課長は、毎年 3 月及び 9 月の異動期に、B D - R、C T 媒体等及び司法解剖書類と管理表とを照合し、保存・管理の状況を点検すること。

(4) 担当課長不在時の管理

担当課長が、学校入校や入院等により長期不在となる場合は、死体取扱いを担当する係長が、一時的に担当課長の業務を代行すること。

10 原議ファイル等

(1) 死体取扱記録書等（紙文書）を保存するファイル

原議コード	原議ファイル名	保存期間
51-60-050	死体取扱記録書関係	長期

注 暦年分の死体取扱書等を全て電子文書化し、同電子文書を B D - R に保存した上、保存された電子文書に異常がないことを確認した段階で、紙文書の死体取扱記録書等は廃棄することができるものとする。

(2) 死体取扱記録書等（電子文書）を保存する B D - R

原議コード	原議ファイル名	保存期間
51-60-051	死体取扱記録書関係（電子文書）	長期

注 B D - R に保存した管理表を目次とすること。

(3) 司法解剖書類及び鑑定書を保存するファイル

原議コード	原議ファイル名	保存期間
51-60-052	司法解剖関係	長期

注 印字した管理表を目次とすること。